

**Vol.8**

# **AEBS**

## **News Letter**

電子出版制作・流通協議会

**【会員限定】**

**電流協 環境整備委員会特別講演**

**「電子書籍の権利問題について」**

**『国際標準規格 EPUB3.0 と印刷メディア市場』**

**『EPUB3.0 調査報告の概要について』**

**『EPUB3.0 の現状報告』**

電子出版産業の成長と、健全な発展のための環境実現を目指し、電子出版の発展に貢献いたします。

# 【会員限定】電流協 環境整備委員会特別講演 「電子書籍の権利問題について」

## 【内容】

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議<sup>※1</sup>」について

「電子書籍の流通と利用の制度面での課題」

### ・講演者

東京都立大学名誉教授

電流協環境整備委員会委員長

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議座長：渋谷達紀

※1 「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」文化庁の主催で平成22年12月～平成23年12月に実施された会議。発表物及び報告書類は以下のURLにあります。

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/01/index.html>

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会(以下「検討会議」)の検討事項は三つあります。一つ目は、電子書籍を皆が読めるようにすべきかどうかという事項です。これは、今回の著作権法改正法案で改正する旨の規定が置かれ、成果が上がったと言えます。二つ目は、出版物の権利処理の円滑化に関する事項です。著者や出版者が不明となった孤児作品や絶版資料をどうやって権利処理して、国民が利用できるようにするかを検討しました。三つ目が、出版者の権利付与に関する事項で今日お話する主な内容になります。

出版者は、これまで著作者から、著作物の利用許諾を受けて出版をしています。有する権利は、許諾を受けたことによる権利、契約上の権利です。

電子書籍の配信は、法律用語でいう送信可能化です。

個人が紙の書籍をデジタル化するといういわゆる自炊行為が行われ、外国では無許諾のデジタル化出版物を配信するという海賊版配信の問題が起こってきました。そこで日本書籍出版協会(以下「書協」)から、侵害対策の検討について強い要請がありました。出版者が契約に基づいて権利を持っているだけでは、侵害対策として充分ではない。著作権法上の何か新しい権利を作り、その権利を我々に与えて欲しいというものです。

そこで、出版者への権利付与に関する事項では、二つの事を議論しました。一つは、新しい権利を付与してもらい、その権利を活用して、権利の集中管理を図るようなことができるのかという論点です。もう一つは、出版物にかかる権利侵害の対応

について、権利の付与が必要かどうかです。

今日は、侵害対策についてお話をさせていただきます。

昨年12月に公表された報告書によると、「電子書籍市場の動向を注視しつつ、出版者への権利付与等の具体的なあり方について、制度的対応を含めて官民一体となった早急な検討を行うことが適当であると考えられる」とあります。

これに基づき、文科省に出版者の権利付与に関する協力者会議が組織され、本年6月頃に報告書を作成する予定です。

なぜ、法律問題を検討する必要があるのかですが、二つの理由があります。

他の国では、出版者が権利侵害者に対して差止請求を行えます。しかし、日本の民法で不法行為を定めている第709条の解釈は、金銭的損害賠償の請求だけが可能で差止請求はできないのが定説で、国際的に見ると変な解釈です。

従来の、出版者が有する権利では、海賊版の出版に直接対抗できません。では、著作物の海賊版の出版に限って、差止請求ができる解釈を形成することが考えられますが難しい状況です。著作権法には、特許法の専用実施権に当たる出版権の規定があります。登録を対抗要件としてあります。すでにこうした権利が定められていることが障害となります。

そこで、出版者はどのような対抗措置をとることができるのかということ。

・債権者代位権の行使による対応

- ・著作権の譲渡による対応
- ・他の制度に基づく対応(著作権以外)プロバイダー責任制限法に基づく対応
- ・出版権の規定の改正による対応
- ・出版物にかかる権利保全のための規定の創設による対応

協力者会議では、この五つの提案について、一つ一つ法律的な側面から検討を加えていく予定です。

債権者代位権は、民法の第423条に規定が定めてある行為です。民法の第423条の規定を著作権侵害の場合に当てはめると次のようになります。

「著作権者が権利侵害者に対して、著作権を行使しないことにより出版者が著作権者に対して有する債権が保全されないことになる場合、出版者は著作権者が有する著作権を代位行使することができる」

出版者が、債権者代位権を行使するには、出版者が著作権者に対して何らかの債権を持っていることが前提です。この債権は、独占的利用権になります。出版者が著作権者に対して、第三者には利用権を与えないように請求することのできる債権を有する場合です。著作権者が権利侵害に対して何もしないで放っておく状態は、事実上利用を許諾しているのと同じ状態で独占的利用権が侵されていることとなります。

債権者代位権の行使には、特許法・意匠法で独占的な通常実施権者による差止請求権の代位行使を許さなかった判例があるという問題があります。この判例があるため、出版者の利益保護手段としては、大変不確実で裁判を起こしてみないとわからない状況です。また、著作権者から独占的利用許諾を得ておかないと債権者代位権の行使はできないという障害もあります。とても出版者としては受け入れがたい提案です。

著作権の譲り受けは、諸外国で行われているようです。アメリカ・イギリスなどの出版者は、著作者から出版権だけでなく複製権やネットで配信する権利も含めた著作権全体を譲り受けて出版をしています。これは、書籍について出版者が著作権者になるので、権利侵害行為に対して複製権・送信可能化権の侵害を主張できます。日本では、著作権を譲り受けずに出版しています。電子書籍時代だから著作権を譲渡してくれと言うのは、著作者との信頼関係・契約関係が損なわれます。また、一つの出版者に著作権が独占され、著作者は自分で著作物を利用できなくなります。独占の範囲が非常に広がってしまうため問題もあり、書協としては受け入れがたい提案です。

著作隣接権は、現行の著作権法でいうと実演家の権利です。実演家は、舞台やテレビなどで演技した、演技について自分が独占できるため無断で録音・録画してはいけないと言えます。レコード制作者・有線放送事業者も著作隣接権を持っており、同様の権利を出版者に与えて欲しいというものです。諸外国でも、出版者に著作隣接権を認めているところはありません。また、著作権法の改正が必要で難しい改正になると思います。

著作隣接権は、それを行ったものの行為ごとに成立する幅の狭

い権利です。認めてあげても周りが迷惑することはありませんので、立法する事について大きな抵抗はないと感じております。ただ、現在の議論では、新しい権利を著作権法の中に一つ捨てるのは、影響するところが非常に大きい・大変なことになるという感じ方が一般で、検討会の中でも意見が分かれました。

出版権ですが、著作権法には次のような二つの条文があります。「複製権者は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。(79条1項)」・「出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。(80条1項)」

権利侵害者に対して、出版権者であるという主張をすることができ、損害賠償請求・差止請求をすることができます。特許法の専用実施権者が持っている権利に当たるものです。

出版の概念に、電子書籍のインターネット配信を加えて、配信業者が送信可能化権を持つ方法があるという見解は、検討会議が始まった当初(平成22年12月)から言われていました。電子書籍の出版は、事実の方が先行しています。文科省としても、しばらくは模様見をしたいのではないかと私は感じています。実際問題として、改正にたどり着くかどうか難しいところです。

出版権の規定を手直しすると、独占の範囲が広がります。出版権の設定期間は、約3年程度と言われていますが、短期間でも幅の広い安定的な権利が一つの出版者に与えられてしまうという面があるため、出版業界は積極的ではありません。

出版物にかかる権利保全のための規定の創設による対抗が訴訟担当です。著作権法の第118条の規定を参考に著作物の発行者が著作者に変わって権利侵害への対抗を可能とする規定を著作権法上に創設することも考えられるのではないかという意見もありました。第118条には、無名の著作物・変名(ペンネーム)の著作物があります。著作者が誰かわからない・著作者本人は後ろに隠れていたいから、本名を出しません。しかし、権利侵害訴訟を起こすと、裁判所に提出する文書には本名を書くために本名・住所がわかってしまいます。それは困るという著作者は出版者が代わって訴訟を起こすことができるということを定めています。この行為を訴訟担当と言います。著者が権利者であることは代わりませんが、訴訟を起こすときだけ出版者に当事者適格を与えられます。著作者が、訴訟担当を認めるかどうかは、著作者の意志によるので任意的訴訟担当と言われます。侵害対策だけなら、訴訟担当も一つの手です。著作隣接権を行使するよりも、出版者にとっては任意的訴訟担当によって訴訟の当事者になる方が、訴訟上主張できる権利の範囲が広がります。しかし、出版業界はこの話には乗ってきません。訴訟で自分が当事者になれると言うだけでは足りない。著作隣接権を持っていれば、集中管理してうまい具合に利用できるかもしれない、業務の拡大につながるかもしれないという思いがあります。

協力者会議では、こうしたことも検討してみようかと考えています。

## 「電子出版セミナー」

# 『国際標準規格 EPUB3.0と印刷メディア市場』

## 『EPUB3.0 調査報告の概要について』

・発表 電流協・EPUB研究会

### ● (1) EPUB3.0 調査の目的

田原恭二 (EPUB研究会座長 凸版印刷)

2011年10月に日本語の縦書きなどにも対応したEPUB3の仕様がIDPFより勧告されました。ご承知の通りEPUBはオープンスタンダードを目指しており、誰でも利用することができます。また、海外でも扱えるフォーマットであるなど、国際標準としてのポテンシャルも高く、さらにアクセシビリティ確保などへの期待も寄せられているフォーマットです。

ただ、ここまではあくまでもEPUB3の仕様が出来たという段階であり、今後このEPUB3のコンテンツが数多く制作され、流通していかなければ市場やビジネスとしての広がりには現実になりません。よって、2012年は「EPUB3の普及」ということが大きなテーマであると認識しています。電流協のEPUB研究会は、このような課題意識を背景とし、活動を開始しました。

出版物の制作フローを大別すると、編集→制作→表示の3つのレイヤーに分類することができると考えます。これらのレイヤーは、紙の書籍では、指定→デザイン→印刷ということであり、電子書籍の場合は、タグ付け→スタイル指定→ラスターライズと言えます。

この中の制作レイヤーでは、「編集レイヤーで期待される表現が可能か」あるいは「コンテンツが意図通りに表示されるか」といったことに対する技術的な検証や保証が求められます。

私たちは制作したEPUBコンテンツが、どのビューアであっても意図通りに表示されることを期待しています。しかし、現実には各ビューアのEPUB仕様実装状況によって、表示結果が微妙に異なるといったような状況が起き得ます。

このためコンテンツ制作者は、実際にコンテンツ制作を行う前段階で、サンプルとしてマークアップデータを用いて、各ビューアの実装状況を調べたり、あるいは表示結果に関するビューアの特性的なものなどを調べたりして対応していると思います。

このような作業を、各社が個々に行っているとすれば、業界と

してムダだと思えます。それはEPUBの普及スピードにも少なからず影響をおよぼしていると思います。

よって、このような制作に関わる共通の課題は、電流協が中心となって調査・蓄積を行い、その成果を各社へ水平展開することによって、業界全体のレベルアップやEPUBの普及、ひいては電子出版市場形成のスピードアップに繋がれると考えています。

EPUB研究会による今回の調査は、ビューア関連、オーサリング関連、コンテンツ記述方法の三つの視点に分けて体系的に行いましたが、EPUB3の対応環境がまだ十分に揃っていない状況での調査であり、限定的です。EPUBの対応環境は、これからもっともっと充実していくと思われますので、EPUB研究会の活動も継続する必要があります。

IDPFをはじめ、EPUBを推進するその他の団体においても、今年にはEPUBを普及させる年であるという理解は同じであり、連携を図りながら進めていきたいと思っています。

### ● (2) EPUB3.0 調査報告の概要

福浦一広 (EPUB研究会委員 インプレスR&D)

米国出版社はEPUBで書籍を作っています。主要な電子出版ベンダーが対応しています。Barnes&Noble・Koboや、直接対応ではありませんがAmazonの入稿フォーマットの一つになっています。

表示で特徴的なのは、ディスプレイサイズに応じてリフローする点です。紙のイメージをそのままというPDFとは大きく違います。

仕様の特徴は、Webの標準技術を採用している点です。コンテンツはHTMLで記述し、レイアウトはCSSを使っています。EPUBを形作っているのは、ページの表示順序や、書誌情報を独自のXMLで書いている部分です。基本的には、HTMLの制作知識

があれば制作できます。

EPUB3.0は、次世代のフォーマットになるHTML5と、CSS3を先行して採用しています。CSS3により日本語の縦書きなどの独自表現をサポートしました。他には、アクセシビリティやインタラクティブなコンテンツを作るための新しい技術なども採用しています。日本以外の国では、縦書きよりインタラクティブなコンテンツや絵本などの新しい表現体系として見えています。

EPUB3.0は、仕様が決まったばかりで、まだコミックや一部だけ限定的に使われているだけです。純粋な形でのEPUB3.0対応のストアは限られているため、出版社は様子を見ているという状態です。

EPUB3の制作について、記述指針が二つ出てきました。

- ・JBasicマークアップ指針
- ・EPUB3における日本語ベーシック基準

オープンかつフリーな仕様は、その範囲内ならどんな書き方をしてもかまいません。Aでは表示されるが、Bでは表示がおかしくなるという書き方では、商用サービスとして致命的です。そこで、記述指針が出されました。仕様と誤解されがちですが、書き方の目安を定義したものです。二つのどちらを使ってもかまいません。また、どちらかを使わなければならないというのも間違いです。

両指針の共通点は、より書式が厳密なXHTMLでの記述・レイアウトはスタイルシートにまとめて外部に書く・見出しと本文を区別して定義・縦書きと横書きの混在は推奨されないなどです。これらは、EPUBを作る上での7～8割の基本で、ここを外れてしまうとまともなEPUBになりません。

両指針の差異点は、IDPFの仕様がどちらにも読める、あるいは定義していない部分です。その部分が、制作する立場からすると一番肝になる部分です。

例えば、扉のページで文字が中央に揃わない問題です。リフローは文字サイズが自由に変更できるので、それに応じて行数も変わります。従って、中央という概念がありません。

もう一つは外字表現です。UTF-8は、かなり広く文字をサポートした文字コードですが、サポートされない文字もあります。古典などの外字は、今のところ画像で表現するしかありませんが、入れ方で再利用性が損なわれる可能性があります。

紙を電子にするときに、考察されていなかったところが他にもたくさんあります。

二つの指針の差に目が行きがちですが、考え方は基本的に一緒で、どちらの記述指針を用いても問題なく作成可能です。JBASICはコードとしてきれいな体系で、EPUBJPは書きやすい記述方式です。どちらを使いたいかというと、非常に判断が難しいです。

印刷用データからの変換という視点も欠かせません。評価の時点でInDesignからEPUB3.0形式の出力ができませんでしたので、別の形式に保存してEPUBオーサリングソフトで3.0形式に修正

しました。現状では、印刷用データからの変換環境はまだ整っていません。

最大の問題点は、EPUB3対応ビューアで、標準となるものが無かったことです。

このあたりが、今回の調査のポイントです。

## ● (3) EPUB3.0 研究部会「今後の活動・方向性」

高橋仁一 (EPUB研究会副座長 大日本印刷)

ビューアの課題として、EPUB3.0の仕様を実際に表示として実現する上での解釈に揺れがあります。例えば、縦中横では、オーバーフローするものと、そのまま並べてしまうものがありました。また、ルビが指定の位置に表示されないなど、揺れというよりは実装レベルで表示品質の差もあります。

制作環境は、まだ不十分です。EPUB3対応といっても、フォーマットの対応したもので、データの中身・記述の仕方まで保証しているものは基本的にありません。規格としては幅広い機能を策定できていますが、製品・サービスとして世の中に出していくにはまだ危ないところがあります。

出版者が要望する表現能力とのギャップもあります。従来の紙メディアの表現をどこまで継承するのか。日本語コンテンツを電子書籍で流通させるためにどこまで盛り込んでいけばいいのか。これは、最終的にユーザーが電子書籍に何を望むかに結びつくと思いますが、現時点で見ると限りEPUB3.0を取り巻く環境は、電子書籍サービスを安定的に制作・流通させるには不十分だと言えます。今年度の活動の方向性は、大きく三つあります。

- ・IDPFに参加し、仕様策定に向けて議論に参加する。  
要望を含めた情報の投げかけや、情報のキャッチアップなど積極的に交流を進めていきます。
- ・EPUB記述指針 ビューア・制作プロセス等の動向を引き続き調査・評価して発信する。  
課題の抽出や解決策に結びつけることや、その先の流通の強化への取り組みを継続的に進めて行く必要があります。ツール類も段階的に充実してきていますので、制作・流通の機能自体を評価することも必要になります。
- ・セミナーやシンポジウムを実施し、普及促進を図る

裾野を広げ、普及・啓蒙的な活動を通じてニーズや情報収集を行います。IDPFと解決策を一緒に考えることや、収集した情報を自らの制作流通機能として取り込んで行くことも必要です。

以上の三つの事項を、EPUB研究会・電流協としても継続的に取り組んで行くことになります。

これらを含むさまざまな課題に対して、スピードを持って進めていかなければならないので、電流協にご加入いただいて参画していただけると幸いです。

## 『EPUB3.0の現状報告』

### ● (1) EPUB3.0 コンテンツの再現検証と課題について

加藤好計(豊国印刷)、菅木 実(大日本印刷)、遠藤亮正(凸版印刷)

2012年3月時点のEPUB対応ビューアにおける、EPUB3で新たに追加された機能の表現について制作者側の視点から調査と課題の抽出を行ってきました。

対象としたビューアは、次の通りです。

- ・ Adobe Digital Editions 1.8 Preview (ver. 1.8.2)
- ・ Kinoppy (ver. 1.1.0 Build 7788)
- ・ ACCESS (ver. 1.4.9)

検証項目は、新たに加わった仕様のうち優先度が高いもの12項目を選定して調査を行いました。

#### 【EPUB3の表示：メタデータにversion="3.0"と記述したコンテンツの表示】

すべてのビューアで正しく開くことができました。

#### 【フォントの埋め込み：コンテンツ内に含めたフォントの表示】

Adobe・ACCESSは正しく表示されました。

Kinoppyはビューアのフォントが優先され、表示されませんでした。

#### 【縦書き：CSSのプロパティwriting-mode: vertical-rl;をbodyタグに指定】

すべてのビューアで正しく表示されました。

#### 【右開き：メタデータにpage-progression-direction="rtl"を記述】

すべてのビューアで開き方向は正しく表現されました。

Adobeだけカーソルキー操作と開き方向が逆になりました。

#### 【均等割：CSSのプロパティtext-align: justifyをpタグに指定】

行末の禁則を行って文芸書のように上下が揃った表示をします。すべてのビューアで、正しく禁則処理が行われました。Kinoppyは、行の調整処理が適切でなく行末が空いてしまう部分が見受けられました。

また、長い英単語がある場合、間隔が大きく空いてしまうことがありました。

#### 【縦中横：CSSのプロパティtext-orientation: horizontal;をspanタグに指定】

Kinoppyでは、表示されない・隣の行と重なるなどが起こりました。

ACCESSは、画面の端にあると画面外に出た部分が見えない

#### 【圏点：CSSのプロパティtext-emphasis-styleをspanタグに指定】

Kinoppyでは任意の文字の圏点は表示されず。

Adobeは任意の文字の圏点の部分でビューアが強制終了してしまいました。

#### 【ルビ：ruby及びrtタグ】

Adobeでは、熟語ルビのような形(<ruby> E <rt>い</rt> P <rt>ー</rt> U <rt>ぱ</rt> B <rt>ぶ</rt></ruby>)で、モノルビを記述すると、一文字目しか表示されません。

肩付き・均等割りの指定は、EPUBの仕様では定められていないため、ビューアに依存します。

#### 【画像回り込み：CSSプロパティfloat: rightをimgタグに指定】

Kinoppyは少し文字が重なってしまいました。

#### 【SVG：imgタグによりSVG画像の表示】

Adobeは、文字が小さいものの正しく表示されました。

Kinoppyは、一部要素が表示されませんでした。

ACCESSは、テキスト要素が表示されませんでした。

#### 【外字：画像外字(SVG及びPNG)をインライン画像として用意】

すべてのビューアで、少しベースラインのずれや文字の大きさが異なって表示されました。

#### 【文字装飾：文字の色や上付下付・下線等の表示】

縦書きでの下線の解釈がAdobeと他の二つで異なり、Adobeは左側、他は右側に表示されました。Adobeは、イタリックやボールドが表現出来ません。

以上の検証結果から課題として、同じ記述でも、ビューア毎に表示や解釈が異なり、現状でEPUBを作成するのであれば、表示上の問題が少なくなるようにある程度機能を抑えて記述するか、どれかのビューアに特化して作る必要があります。

ただし、今後ビューアは進化していきますので、一つのコンテンツがすべてのビューアで同じように見えるようになる日も近いのではないかと考えています。

## ● (2) EPUB3.0 の「標準化」に向けた活動について

生路茂太(電通)

仕様の細部から離れて、Webの全体的な技術動向から見たEPUBの今後の動向や周辺技術に注目してみました。

EPUBとは電子書籍の1フォーマットですが、コンテンツの電子化トレンドの一つとして捉えることができます。電子化とは、流通のWeb化(IP化)と同義です。

一人で複数の電子閲覧デバイスを持つ時代ですので、PCとスマートフォンで別々にものを買うのはナンセンスです。PCで買った本はiPadやテレビでも使いたい。また、デバイスの破損や買い換えの際に購入したデータをどう保全していくかという問題もあります。

その潮流の一つで、「権利ロッカー」というDRMの仕組みをクラウドに持たせて権利を安全にクラウド上で管理する仕組みが始まっています。メディア・コンテンツの電子化という流れで見ると、今後は、書籍や雑誌もこの流れの影響を受けると考えられます。

コンテンツの電子化による流通技術のトレンドは、アナログ・デジタル・クラウドという流れです。手紙がデジタル化して電子メールになりました。電子メールは、実体データをやりとりします。GmailのようなクラウドのWebメールでは、参照権に基づいて表示をするだけで、実体データはやりとりしません。本という物理媒体がEPUBという形で電子化し、クラウド化で権利処理を考える時期が来ると思います。電子雑誌の配信サービス「マガストア」では既に、国際標準規格での権利許諾コード体系「DRPC」を利用して配信情報の管理を実現しています。

直近の問題に目を向けますと、ビューアで整合性がとれない・表示が崩れてしまうという問題があります。これは、他のオープンな規格に基づく実装であるWebブラウザやAndroid端末にも見られる不可避な問題です。製品の実装仕様自体がベンダー各社の競争領域である以上、この解決できない動作差分との折り合い方が重要です。

一つのアイデアとして、建築業界で発明され、ソフトウェア業界で発展した「パターン・ランゲージ」というノウハウを紹介します。これは、あるデザインを要素分解して、構成要因の共通言語を作るものです。成功要因を言語化したものを「デザインパターン」、逆に失敗要因を言語化したものを「アンチパターン」といいます。

EPUBビューアの整合性問題を考えたとき、いろんな端末で起きた問題をアンチパターンとして報告してもらい、これらを共有することで段階的に制作ガイドラインとしてのデザインパターンが導くことができます。

大切なのはコンテンツ側とビューア側で問題を共有して、一緒に改善していく仕組みです。デザインパターンの共有プロセスを業界で整備することで、独自EPUB仕様の乱立を防ぎ、市場全体を育てていくことができると考えています。

## ● (3) EPUB3.0 コンテンツ制作フローモデルについて

池田 実(フューズネットワーク)

Adobe InDesign CS6から書き出したEPUBがRMSDK以外のビューアで見られないという問題があります。そこで、FUSEeで加工して作れないかということを考えました。

画像がCMYKであった場合や、レイヤーを持ったままのPhotoshop・Illustratorデータ内にあるテキストをどうやって捨てるのか、Shift-JISなど文字コードの問題が予め懸念されていました。DTPでは、オブジェクトの順番を入れ替える作業がありますので、その際に正しい順番でデータがあるのかという問題などがあります。

CS6から書き出した「我が輩は猫である」のEPUBのデータをお借りして検証しました。

内容を見てみると、「本文.xhtml」、画像で「数式1\_fmt.png」、「本文.css」という日本語のファイル名がありました。Webのテクノロジーに転用することを想定していないため、DTP制作ではリソースのファイル名を日本語のまま使います。

日本語ファイル名が問題なのは、コンテンツの中ではURIエンコードされた状態で記述されています。しかし、実体のファイル名はエンコードされていないのでリンクが切れてしまいます。

それ以外には、フォントのサブセットがいくつか含まれていました。そのフォントを使いたいのであれば、一度フォントを削除してサブセットを作り直すような作業をしなければいけません。実際に使われている書体しかグリフが含まれませんので、書体が適用されている箇所を編集する場合は、大いに注意が必要です。

ありとあらゆる文字に<span>タグでclassが適用されています。ルビタグにも必ずスタイルが適用されています。スタイルを持ったままInDesignからデータを書き出すというのは、これが限界だと思います。この辺をスマートにしていれば、EPUB制作者としては構造の把握や変更が楽になります。

RMSDK以外のビューアで表示させるために、正規表現で不要なタグを除去し、ほとんどのタグを手で修正し、リソースへのリンクも修正しなければなりません。これを行うのであれば、InDesignからコピー&ペーストしたものをベースに制作を行ったほうが作業負担が少ないという状況です。現時点では制作のフローを作れると言い切ることは出来ません。

スタイルを無視するとか、見出しの付け方などルールがあれば、整形のプラグインを作ることは可能ですが、制作のルールを決めて運用していた会社のInDesignデータであればという前提です。実際には、出版社・製作会社ごとに差異があると思います。

この部分は、本来Adobeに頑張ってもらえるのが理想です。

## 2012 年活動報告

- 4月10日(火) 15:00-17:00 [特別委員会アクセシビリティ研究会] TTS 研究部会
- 4月11日(水) 13:00-14:30 [技術委員会] 制作規格部会 EPUB 研究会(第9回)
- 4月13日(金) 16:00-18:00 [流通委員会] 日本型ビジネスモデル研究部会(第7回)
- 4月16日(月) 13:30-15:00 [流通委員会] 公共ビジネス部会(第9回)
- 4月18日(水) 13:30-15:00 総務会
- 4月19日(木) 13:30-15:00 普及委員会(第18回)
- 4月23日(月) 13:30-15:00 [流通委員会] 流通規格部会(第8回)
- 5月2日(水) 13:30-15:00 [流通委員会] 公共ビジネス部会(第10回)
- 5月7日(月) 13:00-15:00 第8回電子出版制作・流通協議会理事会
- 5月8日(水) 13:30-15:30 [特別委員会アクセシビリティ研究会] TTS 研究部会
- 5月8日(水) 16:00-18:00 [特別委員会アクセシビリティ研究会] デジタルデータ研究部会
- 5月10日(木) 13:30-15:00 [技術委員会] 制作規格部会 EPUB 研究会(第10回)
- 5月11日(金) 16:00-17:30 [流通委員会] 日本型ビジネスモデル研究部会(第8回)
- 5月14日(月) 13:30-15:00 [流通委員会] 流通規格部会(第9回)
- 5月17日(木) 13:00-14:30 普及委員会(第19回)
- 5月21日(月) 15:00-17:00 第2回電子出版制作・流通協議会 総会(於、八芳園)
- 5月30日(水) 13:30-16:00 電流協・印産連共同セミナー「EPUB 調査報告発表会」
- 6月8日(金) 13:30-15:30 電流協セミナー「電子出版物管理技術(DRM) 入門セミナー」(於、教育会館7階 中会議室)
- 6月12日(火) 15:00-17:00 [特別委員会アクセシビリティ研究会] TTS 研究部会
- 6月13日(水) 13:30-15:00 [技術委員会] 制作規格部会 EPUB 研究会(第11回)
- 6月15日(金) 16:00-17:30 [流通委員会] 日本型ビジネスモデル研究部会(第9回)
- 6月19日(火) 13:30-15:30 電流協セミナー「電子書籍と著作権の入門セミナー」(於、教育会館7階 中会議室)
- 6月21日(木) 13:30-15:00 普及委員会(第20回)
- 6月26日(火) 13:30-16:00 技術委員会・流通委員会(於、教育会館9階 901会議室)



一般社団法人 Association for E-publishing Business Solution

電子出版制作+流通協議会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-2-31 第36 荒井ビル 8F

TEL : 03-6380-8207 FAX : 03-6380-8217

URL : <http://aebs.or.jp> Mail : [info@aebs.or.jp](mailto:info@aebs.or.jp)